

令和5年度 第2回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和6年1月16日(火)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 大会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市道南島原自転車道線整備工事 布津10工区</li><li>②市道南島原自転車道線整備工事 南有馬16工区</li><li>③市道南島原自転車道線整備工事 布津3工区</li><li>④普通河川大手川(1)外災害復旧工事</li><li>⑤原城跡崖面崩落防止工事(B-5工区)</li><li>⑥重要給水施設配水管布設替工事(低部3工区)</li><li>⑦グリーンロード加津佐線調査設計業務委託(内野地区)</li></ul> <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①緊急浚渫工事は全体的に入札参加者が少なく不落となるケースも多いように思われます。 原因と対応策を伺いたい。</li><li>②入札参加者が少ないと見受けられるがその理由は</li></ul> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員)  (南島原市)	委員長 梅本 義信	委員 中村 良治
	委員 本田 博徳	委員 岩本 公明
	副市長 山口 周一	
	総務部長 米田 伸也	
	総務部 管財契約課	
	課長	大崎 玄勝
	検査班長	林田 満志
契約班長	楠田 真典	
契約班	松尾 健作	
	本多 美和子	
建設部 建設課		
課長	山田 久	
自転車道路整備班長	川口 泰司	
維持防災班長	伊藤 哲朗	
教育委員会 文化財課		
文化財班長	梶原 知治	
文化財班	近藤 啓司	
環境水道部 上下水道課		
課長	川村 義弘	
企画整備班長	河合 金吾	
農林水産部 農村整備課		
課長	山田 秀明	
農地防災班長	濱田 秀人	
農地防災班	松本 祥吾	

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①市道南島原自転車道線整備工事 布津 10 工区</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 5月31日の案件は参加業者が2者なのに、1者ずつ超過と失格になった理由と、9月27日の入札者が1者だったのはなぜか。</p> <p>【委員】 5月31日の当初入札（2者参加）では、1者超過、1者失格で再入札は2者に満たず入札中止、再々入札は1者のみで99.88%と高率である。当初入札時の参加者との関連を伺いたい。</p>	<p>【担当課】業務概要の説明</p> <p>【事務局】入札方式及び結果等の説明</p> <p>【建設課】 工事の発注にあっては、工事用車両の進入路の確保の観点から、本線土工と橋梁工事を一体的に整備することで、施工性の確保等を勘案して工事の発注をおこなっています。 建設課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっており、官積に問題があったとは考えられませんでした。 このような結果となった要因としましては、鉄道跡地であり幅員が狭く離合等が出来ない状況である。また、工事用車両の進入が一方向からの進入となるなど、工事箇所の施工条件によること。また、近年の情勢の変動により、鋼材の資材の確保が不確定な状況で、手持ち工事と勘案され積極的な応札がなかったと考えております。</p>

<p>【委員】 系列会社ですか。この技術者を前もって届ける必要はないですね。</p> <p>【委員】 当初入札者の例えばAとB、系列じゃないですか。</p> <p>【委員】 再入札のときには例えばA社さんが1者、そして再々入札は、A社さんの系列が応札されたということですね。</p> <p>【委員】 当初の不落は、率が原因だったんですか。</p> <p>【委員】 最低制限を下回っているが、率が原因だった</p>	<p>※不落の理由について</p> <p>【管財契約課】 施工条件が厳しい現場であったものと思われ ますが、【28】の時は2者の応札があり不落と なりましたが、高い落札意欲を持って応札され た1者と、落札意欲が低かった1者が応札され たものと思われ ます。</p> <p>【117】は【28】から4ヶ月後に執行しまし たが、施工条件や事業所の手持ち工事数、技術者 の状況等が変化し、ますます各事業所の落札意 欲が低下したものと思われ ます。</p> <p>※当初入札時の参加者との関連を伺いたい</p> <p>【管財契約課】 当初入札【28】の2者あった応札者のうち1者 と再入札【74】の応札者の1者は同じ事業所 ですが、再々入札【117】の落札者は別事業所 です。しかし、その2者は、入札参加資格審査申 請書においては系列会社として届出が出され ている業者です。</p> <p>【事務局】 はい。</p> <p>【事務局】 系列ではありません。</p> <p>【事務局】 はい。</p> <p>【事務局】 最低制限を下回ったということです。</p>
--	--

のか、それとも明らかに積算がおかしかったのか。

【委員】

ランダム係数にかからないけど、積算のパーセンテージからするとひよっとしたら入るぐらいなのか。

【委員】

その業者さんの系列が今度は 99%ぐらいで落札したということですね。

【委員】

失格した人はもう入ってないのか。

【委員】

どこかその後、南島原市でとった形跡はあるんですか。

【委員】

わかりました。

【委員】

苦勞して何回も入札され、不落になっている。そういう経緯を踏まえて逆に聞きたかった。苦勞した案件なのになぜ再々入札は高率で落札となったのか。

【事務局】

ランダム係数ではないです。

【事務局】

そうです。

【事務局】

超えた業者です。超えた業者の系列が入っています。

【事務局】

失格した業者は入っていない。最低制限を下回った業者は 2 回目 3 回目の入札に入らなかった。手持ちや、その後の受注状況の関係で入られなかったのではないかと。

【事務局】

あります。

【事務局】

去年の自転車道につきましては、非常に入札参加業者が少なかったということがあります。

【事務局】

確かに高率に近かったかもしれませんがその後の受注状況によって、後の再入札、再々入札は参加されていないです。

②市道南島原自転車道線整備工事 南有馬 16 工区

【抽出理由】

【委員】

全落札候補者が資格申請辞退とはどういうことか。

【委員】

これは、1 者でも可という公告の案件ですか。

【委員】

先ほどの案件は 2 者だったので、あえて聞いた。1 者と 2 者は混在してるんですか。

【委員】

自転車道だけですわ。

【担当課】 業務概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【建設課】

工事の発注にあつては、工事用車両の進入路の確保をおこない、本線路肩部の整備から舗装工までの工事の発注をおこなっています。  
このような結果となった要因としましては、同時期に実施された入札案件も落札されており、橋梁工事の施工班の確保及び、手持ち工事と勘案され辞退が発生したものと考えております。

【管財契約課】

予定価格から最低制限価格の範囲内には 1 者のみ応札があり落札候補者となりましたが、事後審査申請書を提出されず辞退されたため、不落となりました。  
今回の 1 者については、同日開札された他工事の落札者となっており、会社の施工体制や施工現場の条件を考慮された結果、南有馬 16 工区が敬遠されたものと推測しています。

【事務局】

自転車道につきましては、1 者可としております。

【事務局】

自転車道につきましては、落札範囲内であれば 1 者でも可としております。

<p>【委員】 そういう方法で行っているということですね。</p> <p>【委員】 技術者がいなければいい方をとりますよね。</p> <p>【委員】 選ぶんですね。業者が自社の状況と工事の内容と。あとは一応参加に留めるとか。</p> <p>【委員】 一般競争ですから、入札し、開札後、同日の案件で条件のいい方を選ぶ。会社として当然ですね。発注側としては大変だけど。これだけ技術者がいない。労働力がいないのでは。辞退したときの理由はどのようなものか確認をしますか。</p>	<p>【事務局】 はい。自転車道の工事につきましては、1者でも応札があった場合は、中止せずに、実施しております。</p> <p>【事務局】 どうしても応札が少ない場合や、事業の進捗を進めるために、1者でも応札があれば実施しております。</p> <p>【事務局】 そうですね。</p> <p>【事務局】 辞退されるときに、辞退届を提出していただくようにしています。</p>
<p><b>③ 市道南島原自転車道線整備工事 布津3工区</b></p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】 参加者5者中4者は予定価格を大きく超過し落札者1者は最低制限価格ぎりぎりのところで入札し価格差が大きい。その原因は何か。</p>	<p>【担当課】 業務概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p>

<p>【委員】 直接工事費が近似値であったということは、業者は内容については誤解などなく超過したと思う。これはもう本気で競争しない、はっきり言って取る気がなかったという事ですね。入札に参加しないという選択はされないのか。一応入札しておかないとという事なのか。</p> <p>【委員】 その前の案件も似たようなメンバーで入札されて落札してある。技術者の状況や手持ち工事の状況を考えて、やはりこちらの方もA社さんが意欲があったと。</p> <p>【委員】 ただ、この金額を見れば、入れる時はもう恐らく数社はとる意思がないような。10%程度違うので。資格者を一定数確保できる業者がこ</p>	<p>【建設課】 工事の発注にあっては、工事用車両の進入路の確保の観点から、本線土工と橋梁工事を一体的に整備することで、施工性の確保等を勘案して工事の発注をおこなっています。 建設課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっており、官積に問題があったとは考えられませんでした。 このような結果となった要因としましては、鉄道跡地であり幅員が狭く、橋梁工事も含まれており施工班の確保及び、工事箇所の施工条件が起因したものと考えております。</p> <p>【管財契約課】 施工条件が厳しい現場であったものと思われませんが、高い落札意欲を持って応札された1者と落札意欲が低かった5者が応札されたものと思われま。</p> <p>【事務局】 まれにそういう場合もありますが、基本的に参加される場合は、落札意欲があるところです。</p> <p>【事務局】 これが年度当初の入札になりますので、手持ち工事やこれからの発注の状況などを考えて応札されたのではと考えます。</p>
--	--



の管内にどれくらいいるのか。いつも技術者等の確保をしておかなければならない。そのためには、いつ取れるか分からないから、一応応札だけして、人が集まらないから取れない札を入れておく。何かそういうのがあってい

**【委員】**

要するに、自前でできる工事が多ければ当然、黒字を出しやすいという所があるのでそういうのを取って。手間のかかる工事だと応札だけして、本当に困ったら仕事する。そういうのがあるかもしれませんね。昔からするとそれだけ人がいなくなったのか。

**【委員】**

技術者とオペレーターですね。今時、手で掘るところはそうないでしょう。オペレーターは高齢化している。どうすればいいのか。

**【委員】**

適正に設けていただいて、若い人が育つようにしてほしい。

**【委員】**

自転車道の入札はいつまでですか。

**【事務局】**

ある意味では、そういう風を取れるときもある。応札数が多い案件もあったり、ランダム係数によって、失格する場合もあるので、やはり工事の内容等を見ながら、業者も判断しているのではないのでしょうか。

**【建設課】**

年々若い方が少なくなっているように思います。

**【事務局】**

地域の事業所の育成という観点からも最低制限価格の見直しを検討しているところです。

**【事務局】**

来年度で終了予定です。今年度については災害がなかったためどうにか落ちついてるが、災害があり発注件数が増加していたら、不落というような結果になったのではないかと。

④ 普通河川大手川（1）外災害復旧工事

【抽出理由】

【委員】

入札参加者7者のうち、2者が超過、5者が辞退となっているところ、各辞退理由を教えてください。

【委員】

これは専任ではなくていいんですね。

【委員】

要は稼働メンバーがいらないという事なんですね。昔は例えば地元の業者さんだったら、地元の町の分は頑張るかとなっていた。

【委員】

件数が少なければ、逆にそうしてやらないと。災害がなかったところの業者さんが仕事が無くなってしまふ。

【委員】

それですね。資材の運搬等、道路だったら道路を使って持ってこれるが、河川災害や、農地災害もそうなんでしょう。だからその分、多少見

【担当課】 業務概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【管財契約課】

辞退された理由の内訳としては、技術者の確保ができない業者が2者、手持ち工事があるため工期内の完工ができない業者が3者ありました。

【事務局】

辞退理由を提出していただいておりますが、その中で技術者の確保が出来ない等の理由があります。専任ではないんですけれども、作業員不足などそういう事もあるかもしれません。

【事務局】

災害でも同じで、先ほど言われたように、昔は地元の方からとっていただいていたのが大半だったんですが。今は地域を超え、区域を越えて設定しても、それでも落札まで至らない事も有ります。

【事務局】

特に河川関係ですね。

てあるんでしょう。

**【委員】**

作業員が少なくなっているということですかね。辞退理由を技術者と書くのが一般的になっているが、そうではなくて、きちんと、技術者なのか、作業員なのか等、そういうふうに書いていただいた方がいいかと思います。

**【委員】**

やはり、市町村の人にとっては、技術者で書かれるよりも、何で本当に困っているのかが分かった方がいいと思う事もあります。技術者と書かれると、現場代理人や技術者とかそういうふうにはしか我々は取れない。

**【委員】**

何でその地元の業者さんは本当に困っているのか。そういう事も分かりながら発注する方法もあるのでは。

**⑤原城跡崖面崩落防止工事（B-5 工区）**

**【抽出理由】**

**【委員】**

入札参加者 1 者のみであり「参加者が 2 者に満たなかった」場合であるのに、入札中止とならなかった理由を明らかにされたい。

**【事務局】**

条件ですね。やはり作業員の確保とかそういう部分が大きく影響してるんじゃないかと想定しています。

**【事務局】**

次から詳しく書いていただいた方がいいですね。

**【事務局】**

発注の在り方ですね。

**【担当課】 業務概要の説明**

**【事務局】 入札方式及び結果等の説明**

**【管財契約課】**

当案件は、7月28日に1回目の入札を行いました。参加者が1者のため入札を中止しました。そのため、2回目となる8月29日の

<p>【委員】 参加者が少ない理由は何ですか。</p> <p>【委員】 特別な技術が要るんですか。</p> <p>【委員】 地元の有資格者は何者あるのか。</p> <p>【委員】 これは、例外で指名競争にしたほうがいいんじゃないかと思うが。1000万円以上だから10者。この状態がもうここ1~2年ずっと続いている。指名委員会に諮り、それでどうなるかっていうことやったほうがいいのではないか。</p> <p>【委員】 この案件は業者さんが、積算額ギリギリの所でとられるのがずっと続いていますね。このままずっといけばもう手詰まりですね。</p> <p>【委員】 県の場合は1億円未満は指名競争入札にして結構応札があり、島原振興局管内で見て辞退してないんです。要は一般競争入札ということは、目に触れた人は来ます。逆に言えば、島原半島を除外するという法面業者は、皆さん公告を見ようとしてないんです。それなら指名競争にして、1業者しか来ないでも成立と</p>	<p>入札においても複数の入札参加者が見込めないため、競争参加資格委員会に諮り、1者のみの場合でも入札を有効とする設定を行いました。</p> <p>【事務局】 法面工事になるんですけれども、そういう施工できる地元業者が少ないことも理由の一つと考えられる。</p> <p>【事務局】 いつも参加業者が少ない。</p> <p>【事務局】 2者です。</p> <p>【事務局】 今はそういう状況なので、枠を県内業者まで広げているが、それでも応札されない。</p>
--	--

すればいいのでは。このままでは、まず第1回目に応札し、第2回目を高い率で落札させてもらおうというパターンができ上がっているような感じですね。そこを指名競争入札にして打開してもいいのかなと思います。

**【委員】**

要するに、域内業者は特殊工事で半島には2者しかいない。半島外業者は、有益かどうかの判断もせず、南島原市の入札公告を見ずに対象から除外しているのではないか。ひょっとしたら来たら利益が大きいと思われ、受けてくれるかもしれないと思います。

**⑥重要給水施設配水管布設替工事  
(低部3工区)**

**【抽出理由】**

**【委員】**

参加者4者中3者は予定価格を超過し、落札者との価格差が大きい。原因は何か。

**【事務局】**

特殊な工事については、もう一般競争入札ありきではなくてもいいかもしれませんね。

**【事務局】**

少し検討させてください。

**【担当課】業務概要の説明**

**【事務局】入札方式及び結果等の説明**

**【上下水道課】**

※現場・施工条件について

本案件は有家町地区の中心街にあたり、商店など立ち並ぶ路線となっており、給水戸数が38戸と多く、他と比較すると厳しい条件となっており、落札者以外の3者については、あまり積極的な応札ではなかったと考えます。また、本案件の工事費内訳書を精査しましたが、適正に算定されていると考えます。

※その他条件について

同日執行された他の案件(同一事業)の結果をみると、本案件の落札者以外の3者についても

<p><b>【委員】</b> 落札者にとっては厳しい環境ではなかったということですか。</p> <p><b>【委員】</b> 施工条件が同じで落札された業者とその他の3者について、これだけ差がつくというのは、施工条件が厳しい中でも意欲があったというそれだけになるんですか。</p> <p><b>【委員】</b> 私が懸念するのは、落札する業者が決まっています、それ以外の業者は上限を超す札を入れているという事が起こっていないか。同種工事が何件かあれば分配しているのではという懸念があるから質問することが多い。 直接工事費は間違いがないという説明だが、直接工事費が間違いなければ市側が積算した額から、オーバーする、オーバーしないは大まかに分かる。だから明らかに、落札しない額で入札している、だからそれをどう考えるか。</p>	<p>応札されており、1者を除き積極的な価格で応札されています。</p> <p>あくまで推測となりますが、現場条件が良い案件については積極的な応札がおこなわれておりますが、本案件のように厳しい条件においては、落札意欲が低かったものと推測しております。</p> <p><b>【上下水道課】</b> 現場は商店街の中であるため、車の通行があるなど厳しい条件等がある。またバックホウ自体も、小さい旋回で行かなければならない等あります。また、給水が38戸という事で説明しましたが、給水管の施工は道路よりも横断方向に持っていくという施工になってくるが、それが38戸あるという事でかなり多く厳しい状況。ただ、今回落札された業者と予定価格以上で応札された3者につきましては、同じような施工条件として判断をされているのではないかと思います。</p> <p><b>【事務局】</b> 色々な条件やタイミング等を勘案し、取りたいという意欲が強かったのではと推測します。</p>
---	--

<p><b>【委員】</b>  そのように、本来であれば落札額の範囲内に入らなければいけないんですね。直接工事費は一応皆さん同じで、諸経費を調整しているとすれば、取る意思がその時にあるかないかなんです。</p> <p><b>【委員】</b>  先ほど言いましたように、口之津地区の工事の場合はそうやって皆さん落札額の範囲内に入っている。この業者さんに、他の3者は取らせたかったのか。例えば作業員がいないからへたに落札したら困る等、理屈があるいいパターンと悪いパターンがあるということは、頭に置いといてほしいと思います。</p> <p><b>【委員】</b>  それは分かるんです。だから、入札額に応じて発注者側も、時には毅然たる態度をとらないといけないと思います。</p> <p><b>【委員】</b>  施工条件が悪いというのは業者も重々御存じだと思います。業者さんも、手持ち工事を持ちたいから、保険として応募しておいて技術者等のやりくりがつかなかったからとれない札を入れる。そういうこともありうる訳です。い</p>	<p><b>【上下水道課】</b>  同日に施工されました重要給水施設の別工事の発注があったんですけども、そこに関しては予定価格以下で落札されています。</p> <p><b>【事務局】</b>  今回については、直接工事費までは間違いないという数字で、後は捉え方で、いくらで応札するか。</p> <p><b>【事務局】</b>  一般競争入札は制限付きで実施しており、条件に合った業者が自由に参加できる。</p> <p><b>【事務局】</b>  積算は基本に準じたやり方でやっている。その他、どう規制していくかというのはなかなか難しい。</p> <p><b>【上下水道課】</b>  今回のような施工条件が悪いところに限って今のような事が起こっている。</p>
---	---

ろんなパターンがあるので、最悪のことも考えて毅然とした対応を取ることも必要な事だと思います。

**【委員】**

予定価格からオーバーしてますからね。

**【委員】**

会社として、結局、人材が揃わなかったのか、材料が揃わなかったのか。そういう事もある。

**【委員】**

地域性はないのか。例えばこういう場合、市内の旧町内の地域性など。

**⑦グリーンロード加津佐線調査設計業務委託（内野地区）**

**【抽出理由】**

**【委員】**

当初入札では、6者超過、1者失格で不落となり再入札している。この時の指名は同一か、再入札時の考え方を伺いたい。

**【事務局】**

ある意味で意図的にそういうのもあるかもしれませんが。

**【上下水道課】**

市内で考えた時に、地域性というのは例えば輸送の距離が長い等、そういう条件というのはあまりないのではないかなと考えます。

**【担当課】 業務概要の説明**

**【事務局】 入札方式及び結果等の説明**

**【農村整備課】**

設計内容を再度確認したところ、内容については適正に積算されていたため設計変更は行っておりません。

**【管財契約課】**

再入札については、設計変更を行った場合は指名替えをせず、当初入札と同じ業者を指名しますが、今回の再入札時には設計変更を行



<p><b>【委員】</b>      予定価格が違ったので、設計変更したと思いき質問しました。</p> <p><b>【委員】</b>      分かりました。内容が変わってないので、指名替えをしているという事ですね。一般的には、設計変更する場合としない場合というのは、どういうふうになっていますか。</p> <p><b>【委員】</b>      委託だから基本的に業務内容を変える必要はないんですね。</p> <p><b>【委員】</b>      額が変わっていたので、設計変更しているのではないかと思いきお聞きしました。</p>	<p>っていないため、当初入札時とは違う業者を指名しております。</p> <p><b>【農村整備課】</b>      入札は、1回目は6月、2回目は7月に実施しました。資材単価等は毎月更新になるため、発注が1ヶ月ずれたことにより、資材単価等が若干増額しております。単価の変更は設計変更の内容として取り扱わないということにしております。</p> <p><b>【農村整備課】</b>      この業務内容によりますと、その業務の成果を上げるために、業務内容的に追加をしたいと思います。減らして積算をするような内容ではなかったため、設計を変えない場合は、指名替えをしております。例えば工事とかで、全体で100mするうちで設計を50mに設定します。例えば、60mの残りがあれば、10mプラスするなど、内容を変更したりする場合もあるんですけども、今回の業務については、業務内容も固定されているので内容変更しようと思っても出来ない。同じ項目で発注して、業者を変える考えになります。</p> <p><b>【農村整備課】</b>      そうです。工事概要で説明したとおりボーリングが3か所あり、その地区の路肩がどうしても沈下している。</p>
--	---

<p><b>【委員】</b> 指名業者はどのくらい変わってるんですか。</p> <p><b>【質疑内容①】</b></p> <p><b>【委員】</b> 緊急浚渫工事は全体的に入札参加者が少なく不落となるケースも多いように思われます。原因と対応策を伺いたい。</p> <p><b>【委員】</b> 緊急浚渫工事は河川部の掘り下げですか。</p> <p><b>【委員】</b> 重機を持ってる方であれば、特に難しい工事</p>	<p><b>【事務局】</b> 設計変更されていませんので、全業者変えています。</p> <p><b>【建設課】</b> 緊急浚渫工事は、河川工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられません。よって、業者の手持ち工事が多く、人員不足等の理由により、落札意欲が低かったものと推測しております。なお、令和5年度は10件入札を実施し、そのうち不落不調が3件ありましたが、令和5年12月末現在で不落不調だった案件もすべて落札に至っております。</p> <p><b>【管財契約課】</b> 不落が3件発生しておりますが、その対応策としては、普通河川日焼川外緊急浚渫工事については、他の河川と一緒に普通河川木葉川外緊急浚渫工事として発注を行い落札に至りました。その他の2件については、制限付き一般競争入札で執行しておりますが、再度入札時には1者入札も可とする条件緩和を行い落札に至りました。</p> <p><b>【建設課】</b> 対応としては堆積している土砂や樹木を除去する工事です。</p>
--	---

ではないんですよね。作業員の確保の問題ですか。

**【委員】**

入札参加者数が2～3と少ないので、原因が何かと。

**【委員】**

これはどのくらいの河川ですか。そのまま重機がスムーズに入っていけるのか。

**【委員】**

にぎり等、考慮しなければならない事はあるのか。

**【委員】**

非常に神経を使うんですね。

**【質疑内容②】**

**【委員】**

入札参加者が少ないと見受けられるがその理由は

**【建設課】**

作業員の確保の問題と、河川内という事で場所の問題や、後は単価次第だと思います。

**【建設課】**

重機については、場所によるのですが、工事用道路を作る、又は護岸や付近の畑を借りてそこから進入する等です。

**【建設課】**

にごりは下流域でのわかめの養殖等を漁協と協議をし、時期を5月～8月などに設定し工事を行った。水質は基本的には掘削した時に、泥水が下流に流れないように、また、雨が降れば工事をしない等の配慮を行っている。

**【管財契約課】**

4月～9月の期間で発注件数を比較すると、令和4年度は235件だったのに対し、令和5年度は121件と減少しており、発注件数は落ちてきたように思われます。また、一般競争入札においては、令和5年度は入札参加の条件緩和を行う等の対応をしました。しかし、鋼構造

<p>【委員】 そうではないかと想定していました。納得しました。</p> <p>【委員】 地元でできればそれに越したことはないんですが。市外業者を指名して、もし取れなかったら下請工事を行いながら。それだったら技術が習得出来るのでは。</p> <p>【委員】 やはり今後、その仕事を出来るというような自信を持つような人をどうやって作るか。</p>	<p>(鋼橋上部) や、法面工事、災害復旧などは依然として参加者が少ない状態が続いております。</p> <p>その要因としては、鋼構造については、厳しい施工条件や鋼材の資材の確保が不確定な状況、また事業所の手持ち工事数などが推測されます。法面工事については、事業者が市内には営業所も合わせて2者しかおられず、対象業者を県内まで広げているものの史跡原城跡での工事であること、また、災害工事については手間がかかるなどの理由により敬遠されているのではと推測されます。指名競争入札の辞退理由については、人員不足等の理由が多く見受けられます。</p> <p>【事務局】 自転車道は鋼構造や橋梁がありますが、地元で鋼構造の製作ができるような業者の方がいません。特に10m以上になりますと、技術的にも難しいということがあります。そういうことで自転車道については今後大きな案件が4～5件ありますがそれについてどうしようかと考えております。</p> <p>【事務局】 担当部局におきまして、自転車道の橋に関しては不落だったため、製作のみの発注を行い業者を決定した。案件によっては分けて発注し、事業の進捗を図るようにしております。</p> <p>【事務局】 自転車道に関しては、事業の進捗を図りながら色々な状況や施行条件等を勘案するなど、業者選定の条件について考えております。</p>
--	--